

災害時における相互支援に関する協定書

(目的)

第1条 戸手多摩川町内会（以下「甲」という。）と多摩川サンハイツ・フジトピア川崎・アクアリーナ川崎アズリーノタワー・同ヴェルデタワー・同ロッソタワーマンション各管理組合（以下「乙」という。）は、地震、津波、台風その他の自然災害による大規模な災害及び不慮の事故等の発生時（以下「災害時等」という。）に、相互に連携・協力をするために必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 支援の内容は、次に掲げる項目とする。

- (1) 応急物資の調達（医薬品、防災資機材、食糧等）及び相互利用
- (2) 災害時要援護者を含む町内会マション住民の支援及び受け入れについて
- (3) 傷病者の受け入れ及び消防等への連絡
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があつた事項

(支援の要請手続き)

第3条 支援を受けようとする者は、次の事項を明らかにして、文書により町内会長に支援要請を行うものとする。ただし、それが困難な場合には、直接、電話及びメール等の可能な手段によることができるものとする。

- (1) 被害等状況（人的被害、建物・ライフライン、応急用資機材等）
- (2) 要請する支援の内容と規模等
- (3) 支援の期間
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(連絡窓口)

第4条 災害時等に甲と乙とが連絡を取り合う際は、それぞれの代表者が予め定める者を通じて行うこととする。

(支援に要する経費の負担)

第5条 支援に要する経費が発生した場合は、原則として支援を要請した側の負担とする。